

# ○学校法人明治薬科大学ハラスメント防止委員会規程

制定 平成21年4月8日  
改正 平成21年10月7日  
平成23年11月9日  
令和3年10月13日

(目的)

**第1条** この規程は、学校法人明治薬科大学ハラスメント防止等に関する規程第6条に定めるハラスメント防止委員会（以下、防止委員会という。）に関する必要な事項について定めることを目的とする。

(防止委員会の構成)

**第2条** 防止委員会の構成は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 委員長1名、副委員長1名及びその他の委員10名をもって構成する。
  - (2) 委員長は、教授会の構成員の互選により選出する。当該互選において最多投票者が複数あった場合には、その中で最年少の者を充てるものとする。
  - (3) 副委員長及びその他の委員は、委員長が職員の中から指名する。ただし、2名以上5名以内の事務職員が含まれるものとする。
  - (4) 委員の構成に当たっては、男女のバランスに配慮するものとする。
  - (5) 委員の氏名及びその学内の連絡先は、毎年度のはじめに学内に公表する。
- 2 防止委員会が必要と認めるときは、委員以外の職員又は専門家に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(任期)

**第3条** 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

**第4条** 防止委員会の任務は次に掲げる事項とする。

- (1) ハラスメントを防止するため情報収集、研修、啓発活動を行うこと。
- (2) 学生等、職員等及び本学関係者のハラスメントに関する相談に応じること。
- (3) 前号により相談を受けた事案について、速やかにその審議を行うこと。
- (4) 前号の審議の結果、相談者との間で解決できなかった事案については、速やかにハラスメント調査委員長に文書にて報告し、調査を求めること。
- (5) その他ハラスメントの防止に関すること。

(運営)

**第5条** 委員長は、防止委員会を招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。

- 3 防止委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開催することができない。ただし、前条第 3 号の審議及び第 4 号の調査・報告については、委員長、副委員長及び相談を受けた防止委員を含む 4 名で行うものとする。
- 4 前条第 3 号の審議及び第 4 号の調査・報告において、委員の属する部署から相談者又は加害者とされる者が出た場合は、当該委員はその事案に限り委員として関与する事はできない。
- 5 防止委員会は、必要に応じ、当該事案に関する専門家の意見を求めるものとする。
- 6 防止委員会は非公開とする。
- 7 防止委員会は、前条の任務を円滑に遂行するため、定期的に、さらに必要に応じて随時に開催する。

(委員の身分保障)

**第 6 条** 相談者又は加害者とされる者が司法機関へ提訴した場合も、委員としての職務を遂行していれば委員の身分は、司法機関の審理結果にかかわらず、保障されるものとする。

(守秘義務)

**第 7 条** 委員及び事務担当者は、第 4 条第 2 号から第 5 号の任務に関して知り得たことを他に漏らしたり、私事に利用してはならない。

- 2 前項については、その任務を退いた後も同様とする。
- 3 委員及び事務担当者は本規程に関する誓約書（別紙様式 1）を提出しなければならない。

(庶務)

**第 8 条** 防止委員会に関する庶務は、総務部総務課が学生支援部学生支援課の協力を得て行う。

(規程の改廃)

**第 9 条** この規定の改廃は、教授会及び理事会の議を経て、理事長が定める。

**附 則**

この規程は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は平成 21 年 10 月 7 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 23 年 11 月 9 日から施行し、平成 23 年 10 月 1 日から適用する。

**附 則**

この規程は、令和 3 年 10 月 13 日から施行する。

(別紙様式 1)

学校法人明治薬科大学

理事長 ○○ ○○様

## 誓 約 書

私は、学校法人明治薬科大学ハラスメント防止委員会規程の内容（守秘義務等）を確認し、これを遵守することを誓約いたします。

年 月 日

所属

氏名

印